

議案第47号

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例（平成13年さいたま市条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給要件）</p> <p>第2条 手当の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 介護保険施設（法第8条第24項に規定する施設をいう。）その他規則で定める施設に入所していないこと。</p>	<p>（支給要件）</p> <p>第2条 手当の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により市の外国人登録原票に登録されている65歳以上の者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 介護保険施設（法第8条第22項に規定する施設をいう。）その他規則で定める施設に入所していないこと。</p>

附 則

この条例中第2条各号列記以外の部分の改正は平成24年7月9日から、同条第5号の改正は同年4月1日から施行する。